

養育費の確保に向けた 取組説明資料

1

大阪府豊中市こども未来部子育て給付課



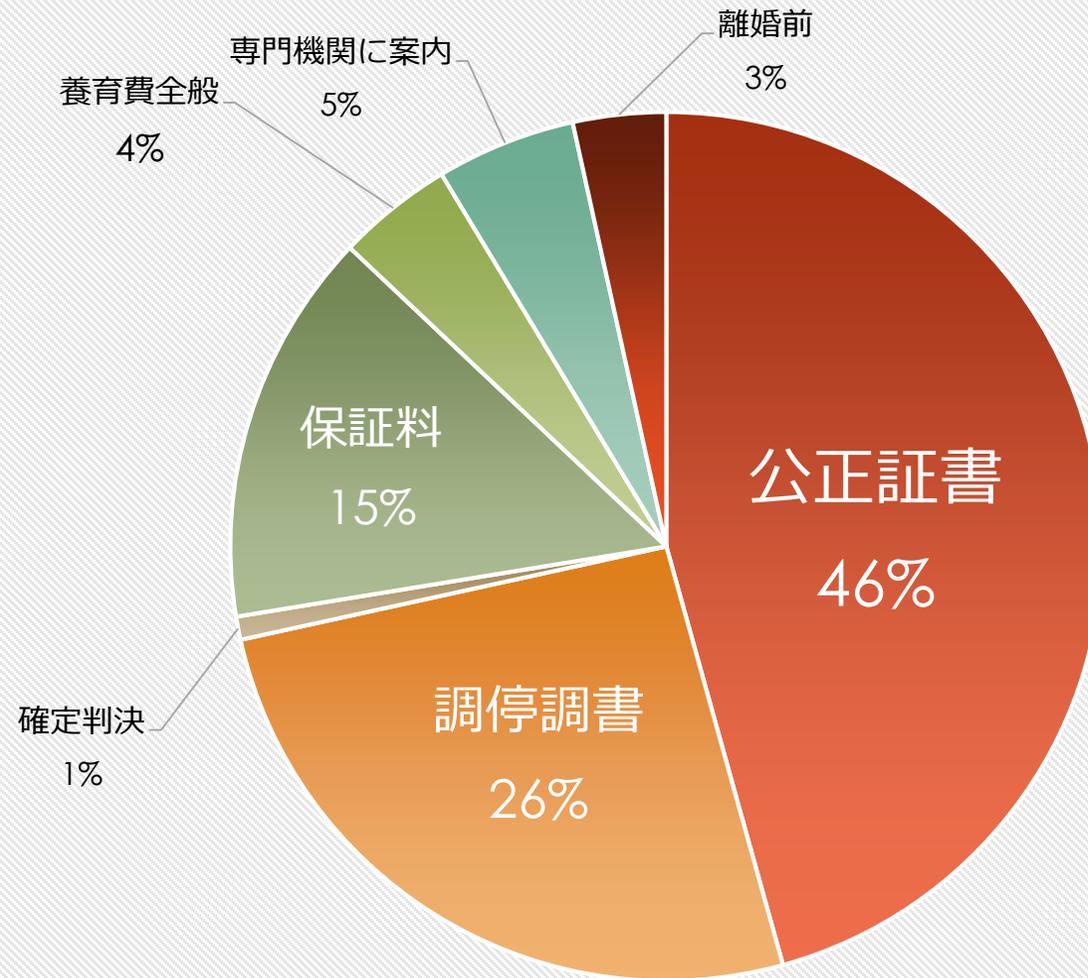
豊中市のひとり親家庭の概況

豊中市世帯数及び人口(R4.3.1現在) 177,915世帯、400,537人

		母子世帯	父子世帯	
1	世帯数（推計値）	4,200世帯（2.1%）		
	うち児童扶養手当受給世帯数(R4.1月)	2,677世帯（ひとり親世帯の63.7%）		
2	ひとり親家庭になった理由	離婚 85.8%、未婚 10.4%、死別 1.5% その他、無回答 2.3%		
3	就業状況	87.4%	83.9%	
	うち正規	43.3%	61.3%	
	うち非正規	34.3%	12.9%	
4	年間就労総収入	100万円未満	18.2%	11.5%
		100～200万円未満	34.2%	11.5%
		200～300万円未満	28.1%	26.9%
		300～400万円未満	9.9%	30.8%
		400万円以上	6.1%	15.4%
5	養育費を受け取っていない	66.6%	90.0%	

※上記2～5は令和元年度「ひとり親家庭の自立促進のための計画策定に向けたアンケート調査」より（児童扶養手当受給者対象）

令和3年度養育費相談内訳



養育費相談の課題

書類作成しない理由

- 面倒だ
- 相手の同意が得られない
- 相手に支払能力がない
- 相手と関わりたくない

調停できない理由

- 相手の居場所・連絡先がわからない

不履行

- 子と疎遠になり支払意識が薄れていく
- 相手に支払能力がない



- 公正証書・調停調書等作成費用補助金の交付（令和2年10月～）
- 養育費保証促進補助金の交付（令和2年10月～）
- 母子・父子福祉センターでの無料弁護士・専門相談事業
- 養育費確保のための弁護士費用補助（令和4年度実施予定）

取組内容

1 公正証書・調停調書等作成費用補助金

公正証書・調停調書の作成手数料・それにかかる書類取得費用を市が補助
補助額：3万円を上限に負担した実費額
申請期限：書類作成日から6ヶ月以内

補助実績

R2年度 8件
R3年度 23件
(R4.2月末現在)

5

広報周知の方法（養育費保証促進補助金も同じ）

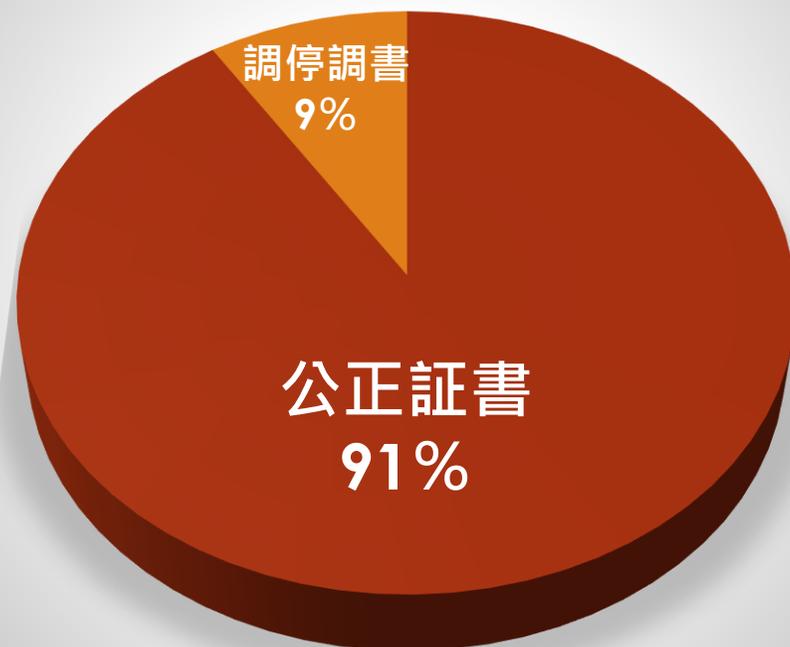
- ・ 児童扶養手当現況届案内時に制度案内チラシ同封
- ・ 市ホームページ・市広報誌・ひとり親家庭へのメールマガジン・メディアリリース
- ・ 養育費相談センター職員を講師に招き、市民向け説明会を土曜日に開催（R2年度）

<申込みに必要な書類>

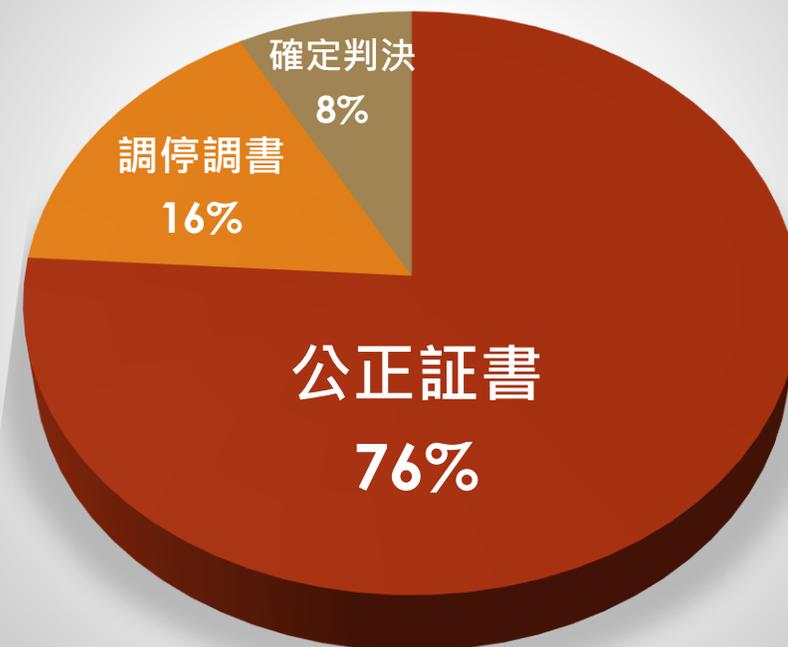
- ・ 作成した公的書類
- ・ 戸籍謄本・住民票
(児童扶養手当証書でも可)
- ・ 要した費用の領収書
- ・ 金融機関口座の通帳等

公正証書等作成補助金作成書類内訳

令和2年度 (10月～)



令和3年度 (R4.2末まで)



取組内容

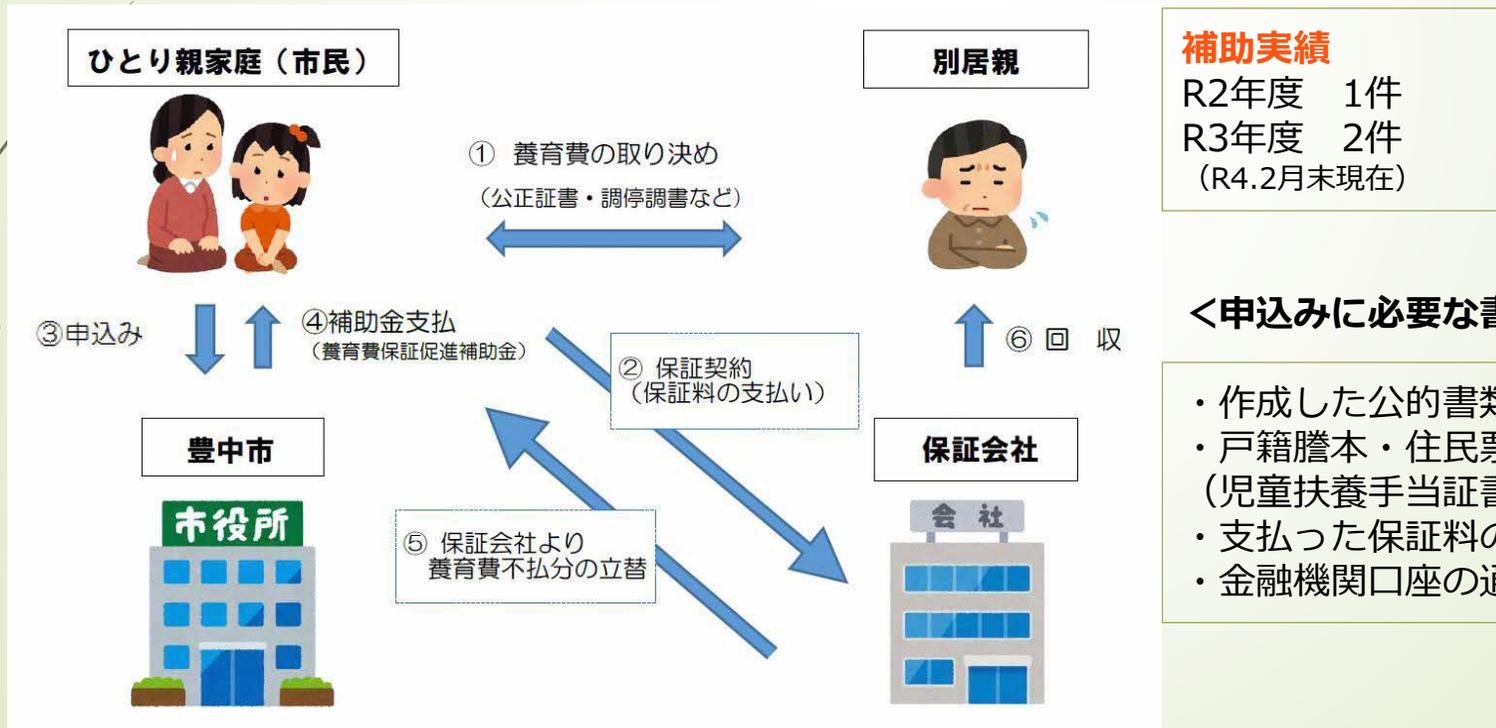
2 養育費保証促進補助金

- ・公正証書等により養育費の取り決めを行っているひとり親が、自身で選んだ保証会社との間で1年以上の養育費保証契約を締結した場合に、その保証料相当額を市が補助する。

補助額：5万円を上限に負担した実費額

補助対象：契約締結日から1年間の費用

<事業イメージ>



補助実績

R2年度 1件
R3年度 2件
(R4.2月末現在)

<申込みに必要な書類>

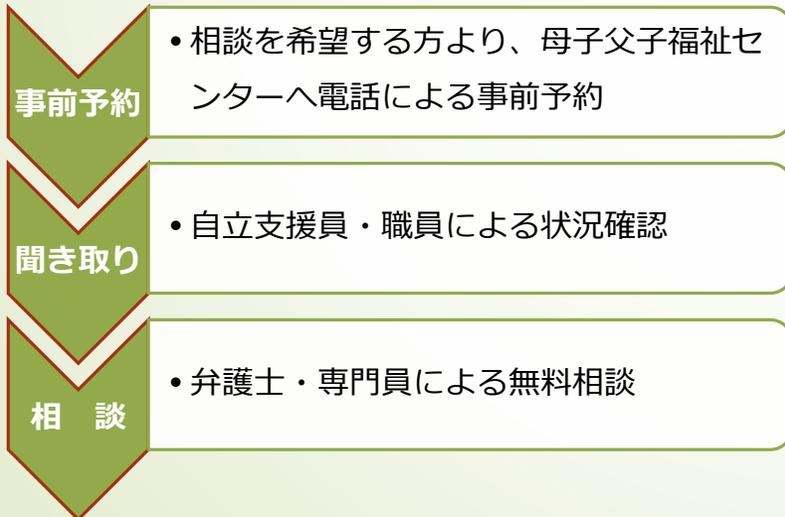
- ・作成した公的書類
- ・戸籍謄本・住民票
(児童扶養手当証書でも可)
- ・支払った保証料の領収書
- ・金融機関口座の通帳等

取組内容

3 弁護士・専門員による無料相談【指定管理委託】

- ・市在住で離婚を検討、離婚協議中、ひとり親の方等を対象として母子・父子福祉センターにて **無料相談を実施**（1回60分程度）
- ・**弁護士相談**は毎月4回（第2・4水曜18時～20時）、第1・3土曜9時30分～11時30分）
- ・**家裁元調査官等による専門員相談（養育費・面会交流）**は毎月1回（第3木曜13時～16時）
- ・当課の母子父子自立支援員が相談者の状況の聞き取りを行い、弁護士等の無料相談へ引継ぐこともある
- ・事前の聞き取りから活用できる支援等があれば、**養育費以外の支援制度の情報提供等を実施**

<相談までの流れ>



<相談実績>

	R2年度	R3年度 (R4.2月末現在)
弁護士相談	60回	40回
専門員相談	31回	32回

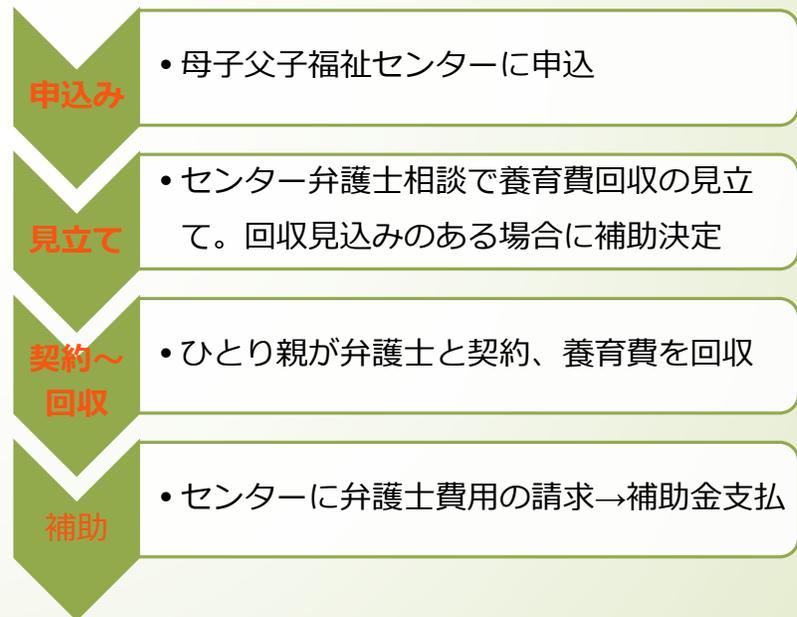
4 ひとり親家庭養育費確保のための弁護士費用補助（令和4年度～） **New**

- ・ひとり親家庭の親が養育費の請求等を行う際、弁護士費用を支払った場合に、その一部を補助する。
補助額 上限15万円（養育費の請求又は強制執行を行う際の弁護士費用と実費）

<対象者>

- 20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の父または母で、次の要件を満たしている者
- ・市に住民登録があり、かつ居住していること
- ・母子父子福祉センターの弁護士相談を受けていること
- ・弁護士を活用することで養育費の確保が見込まれること
- ・養育費の取決めに係る**債務名義**（強制執行認諾約款付き公正証書、調停調書、確定判決）を**有していること**
- ・過去に本事業による補助金を受給していないこと

<補助までの流れ>



どのような取組により、養育費の取決めが行われるようになるか。

- ▶ 別居親も子どもの養育のための費用を負担するのが当たり前という認識が深まるよう父母や社会への意識付けが必要
- ▶ 養育費に関する債務名義作成費用の補助（公正証書等作成費用補助金）
- ▶ 養育費取り決めの義務化（例→離婚届提出時に養育費を取り決めた書類の提出等）

ひとり親の養育費相談で寄せられる相談トップ3

- ▶ 養育費の金額設定について
- ▶ 養育費をきちんと払ってもらうにはどうしたらいいのか
- ▶ 養育費を支払ってくれない。どうしたらいいか

どのような取組により、養育費の支払いが進むようになるか。

- ▶ 公正証書等の債務名義作成による義務感の醸成
- ▶ 別居親と子の関係継続は重要。面会交流が促進される支援制度の創設
- ▶ 養育費不払い時の強制執行手続きはひとり親にとってハードルが高い。弁護士に頼らずとも請求が容易にできるような法整備が必要
- ▶ 別居親が養育費を支払った場合にその金額を所得控除するなど、養育費支払いがインセンティブになるような仕組みづくり
- ▶ 養育費不払い（払わない）時の罰則規定の検討
- ▶ 養育費が払えない別居親の代わりに国や地方自治体が立て替える制度の検討

養育費問題に取り組むことになったきっかけ、現時点で課題だと考えている点。

<きっかけ>

- ▶ 子ども健やか育み条例(平成25年制定)で「すべての子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを愛情深く育むまち」の実現をめざしている。
- ▶ 養育費を受け取っていないひとり親が約7割も存在しており、養育費の受け取りを諦めているひとり親が多い。

<課題>

- ▶ 母子家庭では前夫の不就労、借金が原因で離婚するケースが多くあり、財産や支払い能力のない相手方から養育費を受け取れない場合の支援策が無い。
- ▶ 公正証書や家裁での調停、裁判手続きを知らないひとり親も存在。相手方の住所や連絡先を知らないひとり親も多いため債務名義作成が困難。
- ▶ 養育費保証会社がひとり親との契約を渋り、市の養育費保証補助金を申請できないケースが増えてきている。

現在の取組及びその活用促進のための工夫。

- ▶ ひとり親家庭への各種制度をまとめた「ひとり親家庭のしおり」を当課や母子父子福祉センター、戸籍担当課、出張所で配布
- ▶ 児童扶養手当の申請時や8月の現況届受付時に各種制度を案内
- ▶ 制度開始前に養育費関係の講座を実施
- ▶ ひとり親メールマガジン、市の広報誌、ホームページ、SNSを通じた各種制度の案内
- ▶ 離婚届の様式に市ホームページ「ひとり親家庭のしおり」にリンクするQRコードを記載(令和4年2月～)

ひとり親のしおりURL

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodate/hitorioya/index.files/hitorioyakateinosiori.pdf>



離婚届新様式 (R4.2月~)

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）に

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についてもこの場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

- 面会交流について取決めをしている。
- まだ決めていない。

（面会交流：未成年継続的に、会うなどの方法で交

・経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあて

- 養育費の分担について取決めをしている。
- 取決め方法：（ 公正証書 それ以外）
- まだ決めていない。

（養育費：経済的による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手続きとQ&A」をご覧ください。
面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。



日本司法支援センター（法テラス）では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

現在の取組を踏まえ、国の施策、制度について、改善、拡充等すべき点。

- 債務者（養育費不払い者）の財産開示手続き、第三者からの情報取得手続きが改正されたが、さらに手続きが簡素化できるような仕組みづくり
- 奨学金制度は充実してきたが、そもそも大学にかかる費用が高額すぎる。低所得家庭の子どもが大学へ進学できるような仕組みづくり
- 別居親と子の面会交流が促進される支援制度の創設
- 養育費不払い時の強制執行手続きの請求が容易にできるような法整備
- 別居親が養育費を支払った場合にその金額を所得控除するなど、養育費支払いがインセンティブになるような仕組みづくり
- 養育費不払い（払わない）時の罰則規定の検討
- 養育費が払えない別居親の代わりに国や地方自治体が立て替える制度の創設
- ひとり親が安心して契約できるよう養育費保証業者の認可制度化